

議案第49号

財産の取得についての議決の一部変更について

令和3年第2回七飯町議会定例会において議決された財産の取得についての議決の一部を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月7日提出

七飯町長 中 宮 安 一

記

1 議決を受けた財産の取得

議案第33号 総合行政情報システム機器

2 変更の理由

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う世界的な電子部品及び生産財供給の逼迫により、取得しようとする印刷機の生産に必要な部品調達に大きな支障を来していることから、これらの印刷機の取得を後年度に変更するものである。

3 変更しようとする財産の名称及び数量

| | | | |
|-----|----------------|---------|-----|
| 変更前 | Canon レーザープリンタ | LBP443i | 15台 |
| | 550枚ペーパーフィーダ | PF-F1 | 30台 |
| 変更後 | Canon レーザープリンタ | LBP443i | 0台 |
| | 550枚ペーパーフィーダ | PF-F1 | 0台 |

4 取得金額

変更前 27,280,000円に北海道市町村備荒資金組合が設定する利率で計算された利子分を加算した額

変更後 23,518,000円に北海道市町村備荒資金組合が設定する利率で計算された利子分を加算した額